

再評価の視点等

1 . 再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続にあたり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合に事業を中止するものである。

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 H15.3.31 より)

2 . 評価の視点

事業の必要性

1) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等
事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

3) 事業の投資効果

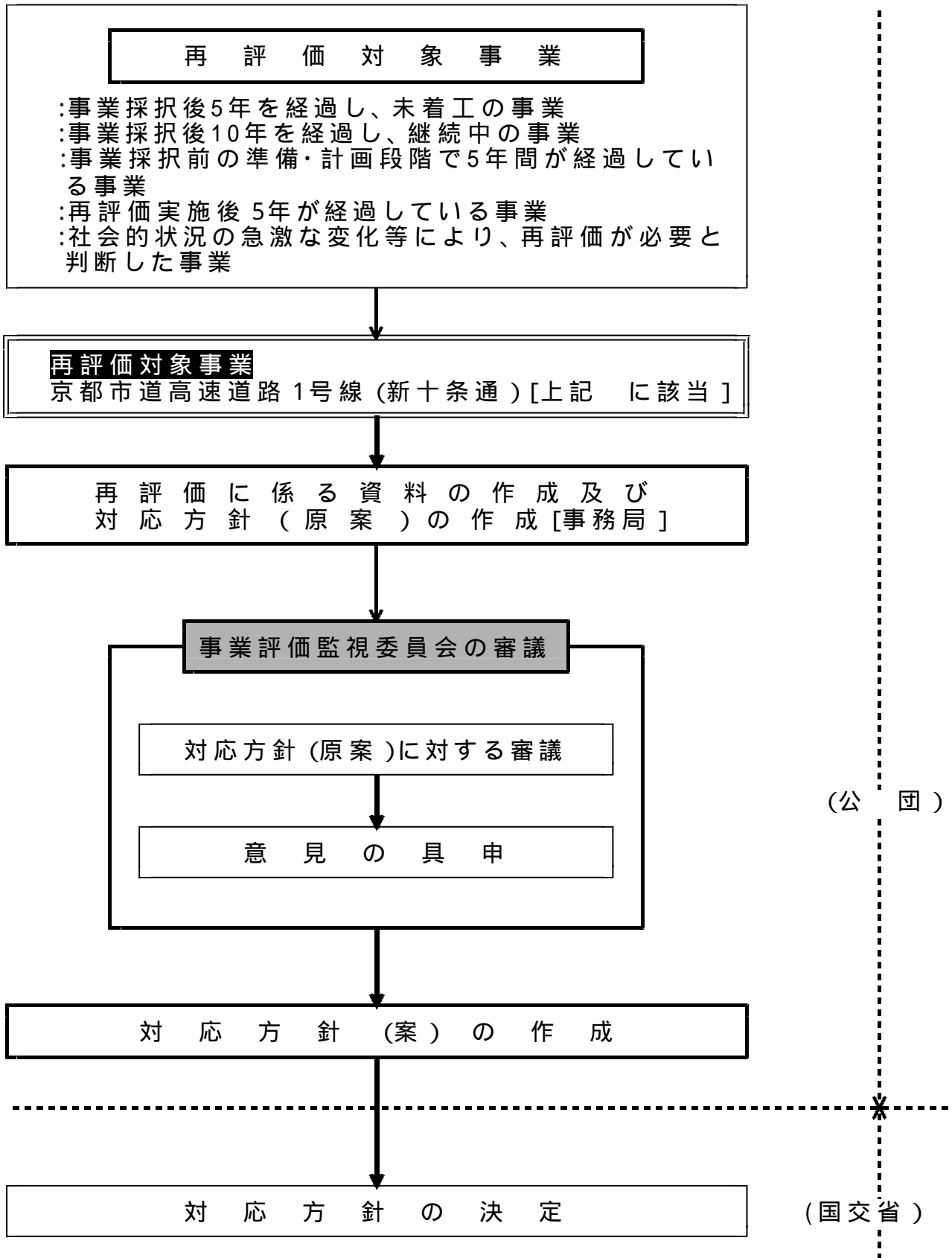
事業の投資効果やその変化。原則として費用対効果分析を実施する。

事業の進捗の見込みなど（コスト縮減を含む）

事業の実施のめど、進捗の見通し、コスト削減の可能性等。

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 H15.3.31 より)

再評価実施フロー及び評価対象事業



(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づくH15.3.31)